

令和元年度ふぐ処理師試験問題（衛生関係法規）

※受験番号を記入してください。

※解答は解答欄に記入してください。

受験番号	
得点	

問1

次の(1)～(3)は、「食品衛生法」に関して述べたものです。()の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) この法律は、飲食に起因する(ア)の危害の発生を防止し、もって国民の健康の(イ)を図ることを目的とする。
- (2) (ウ)は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造等の基準又は成分規格を定めることができる。
- (3) 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、(エ)に、試験の用に供するのに必要な限度において、食品を(オ)で収去させることができる。

問1 解答欄

ア	⑦
イ	④
ウ	⑥
エ	②
オ	⑨

- ① 有償 ② 食品衛生監視員 ③ 安全性 ④ 保護 ⑤ 環境衛生監視員
⑥ 厚生労働大臣 ⑦ 衛生上 ⑧ 農林水産大臣 ⑨ 無償

問2

次の記述は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関して述べたものです。()の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

この条例は、ふぐの取扱い及び(ア)について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による(イ)の発生の防止を図り、もって県民の健康の保護に資することを目的としている。ふぐの加工等の制限に関する規定では、ふぐは「ふぐ取扱い営業の(ウ)を受けた者」、「卸売市場の施設内において卸売業者、(エ)又は売買参加者に販売するとき」以外は、処理(有害部位の除去等をいう。)を行ったものでなければ、食用として(オ)、調理、販売することを禁止している。

問2 解答欄

ア	③
イ	⑥
ウ	①
エ	⑤
オ	②

- ① 認証 ② 加工 ③ 営業 ④ 感染症 ⑤ 仲卸業者 ⑥ 食中毒
⑦ 飲食店営業者 ⑧ 表示

※解答は解答欄に記入してください。

得点	
----	--

問3

次の文章は「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」第18条で定めるふぐの処理に係る 確認事項の記録等について述べたものです。()内に入る 適当な語句を下記の語群から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

肝臓、(ア)その他人の健康を損なうおそれがある部位を(イ)したふぐ及びふぐ加工製品を食用として加工し、調理し、又は販売しようとする者は、ふぐに対する(ウ)が適切に行われたことが確認できる事項を記録し、(エ)しなければならない。
ただし、(オ)が行う場合は、この限りでない。

問3 解答欄

ア	④
イ	②
ウ	③
エ	⑥
オ	⑨

- | |
|---|
| ① 調理 ② 除去 ③ 処理 ④ 卵巣 ⑤ 精巣 ⑥ 保存 ⑦ 提出
⑧ 調理師 ⑨ 認証営業者 |
|---|

問4

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (ア) ふぐ取扱いとは、不特定又は多数の者の食用に供する目的で処理を行うことをいう。
- (イ) ふぐ処理師とは、知事が実施するふぐ処理師試験に合格した者をいう。
- (ウ) ふぐ処理師は認証施設以外の場所であっても、ふぐ取扱いを行うことができる。
- (エ) ふぐ処理師は、免許証を損傷したときは、直ちに免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
- (オ) 知事は、認証営業者が認証施設に専任のふぐ処理師を置いていないときは、認証を取り消す。

問4 解答欄

ア	○
イ	×
ウ	×
エ	○
オ	○